

(配布先)
支店長・副支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2025-40)
令和7年10月21日

関西支店 安全環境部長

諸口工事における災害防止の徹底について(指示)

先日、他支店の改修工事作業所において、アトリウム外部の下屋ガラスシーリング打替え作業中に、作業員がガラスを踏み抜き4.4m墜落するという災害が発生しました(別紙1参照)。幸いにも腕と足を骨折する程度の負傷で済みましたが、一歩間違えれば死亡災害に直結する重大な事案です。

現地調査の結果、今回の災害が発生した下屋工事だけでなく、高さ14mの本体アトリウム屋根のシール打替え作業も行われていたことが判明しました。また、当社基準において、足場の組立・解体工事は全社指定危険作業に該当するにもかかわらず、個別工事着工前打合せが実施されていなかったこと、請負金額が数千万円規模の小規模な改修工事であったため、部門としての状況把握が不十分であったことも判明しています。

請負金額の多寡にかかわらず、災害リスクの高い作業は常に存在します。工事の規模にかかわらず、当社の安全管理上の不備は決して許されるものではなく、万が一、死亡重篤災害が発生した場合には、当社にとって重大な経営リスクとなることは明白です。

本年5月には、諸口工事において鉄骨の転倒災害が発生し、安全部長名の事務連絡(安-2025-14)(別紙2)にて部署によるライン管理を徹底するよう指示したばかりですが、今回、同種の災害が発生したことは誠に遺憾でなりません。

つきましては、諸口工事における災害防止を徹底するため、改めて下記の事項を関係者に周知徹底するよう強く指示します。

記

1. 請負金額が1億円未満の小規模工事についても、工事内容を正確に把握し、適切な安全管理を徹底すること。
2. 全社指定危険作業(①足場組立・解体工事(5m以上)、②鉄骨工事、③建屋解体工事、④ずい道)については、スタッフ部門が参画する個別工事着工前打合せを必ず実施すること。

(特に、諸口工事については漏れのないよう留意すること。)

※この事務連絡は、示達本(安環安)25-08(令和7年10月16日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(墜 落) 外部仕上工事で防水工がガラスを踏み抜いて墜落

◇ 発生日時 : 2025年9月9日 (火) 午後1:30分頃

◇ 被災者 : 防水工 65 歳 (所属 2次) 経験 45年5ヶ月



ガラス屋根のガラスが割れ墜落

【発生状況】

体育館・アトリウム外部ガラス下屋でガラスシーリング打替作業をしているとき、ガラス下屋の上に乗る状態で足場水平ネット等の安全設備がない状態で作業を実施し、ガラスを踏み抜いて高さ4.4mの屋根から床まで墜落した。

(左橈骨部内部骨折・左足首複雑骨折)(休業見込日数 30 日)

(別紙 2)

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡 (安-2025-14)
令和 7 年 5 月 21 日

関西支店 安全環境部長

鉄骨転倒災害の防止について (指示)

先月、他支店の耐震補強工事作業所で、転倒した鉄骨が足の上に落下するという休業災害が発生しました。—(別紙 1 参照)— 省略

台車に固縛し、重心位置が高くかつ不安定な形状のコの字型鉄骨 (800kg) を揚重しようと、鉄骨の下部部材を台車と共に玉掛けし地切りしたところ、バランスが崩れて転倒した鉄骨を立て起こそうとしたが支えきれずに被災したものです。

当社では、過去にも他支店の耐震改修現場において、台車で運搬中の重心の高い壁部材がバランスを崩して転倒し、被災者が下敷きになり死亡するという災害が発生しています。—(別紙 2 参照)— 省略

つきましては、同種災害の再発防止のため、特に諸口工事における危険作業について、部署によるライン管理を徹底するよう作業所関係者に周知してください。

※この事務連絡は、事務連絡 (安環安) 25-11 (令和7年5月20日) 安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上